

加東市民病院自動販売機設置事業者募集要領

1 募集物件

物件一覧

物件番号	設置場所 (別紙資料参照)	台数	使用料の最低料率 (月額・税込)	特記事項
1	玄関前(右)	1台	毎月の自動販売機の 売上金額の20%	・密閉式清涼飲料水等(酒類を除く) ・先着順とする。

- ※ 各自動販売機設置スペースは、別紙資料で確認すること。なお、設置スペースは、放熱スペース、容器回収箱設置スペースをともに含むものとする。
- ※ 密閉式は、缶、ビン、ペットボトル及び紙パックで密閉された容器とすること。
- ※ 自動販売機の機種によっては、設置、商品の補充、メンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられるため、事前に設置場所の確認を行うこと。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす場合に限り応募ができるものとする。

- (1) 兵庫県内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人又は兵庫県内で事業を営んでいる個人であること。
- (2) 令和2年以降に兵庫県内の公共施設において、2年以上の自動販売機の管理・運営実績を有していること。
- (3) 参加申込期限日において国、地方公共団体から指名停止を受けていないこと。
- (4) 直近の1年間において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 参加申込期限日において会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年加東市条例第22号)第2条(第4号を除く。)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

○加東市における暴力団の排除の推進に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
- イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
- ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあつては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
- （ア） 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
- （イ） 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
- （ウ） （ア）又は（イ）に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者
- (4) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

3 設置条件

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用するものとする。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は、許可の日から3年間とする。許可の更新については、市が認めた場合は、これを更新できるものとする。

③ 使用料（月額）

物件ごとに市が定めた使用料の最低料率以上で、提案のあった料率に毎月の自動販売機の売上金額の総額を乗じて得た額（1円未満切捨て）を月額の使用料とする。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置・撤去（原状回復に要する費用を含む）等に係る費用及び維持管理費用は、すべて設置事業者が負担するものとする。ただし、電気料金は、市が負担するものとする。

- ⑤ 自動販売機の仕様等
- ア 消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。
 - イ ユニバーサルデザインを有する仕様であること。
- ⑥ 安全対策
- ア 転倒防止
 - 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）、「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。
 - イ 食品衛生
 - 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
 - また、商品販売に営業許可が必要な場合はその許可を受け、届出が必要な場合は届出を行うこと。
 - ウ 防犯
 - 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。
- ⑦ 使用済み容器の処理
- ア 回収ボックスの設置
 - 設置者は、原則として自動販売機1台に1個ないし2個の回収ボックスを自動販売機脇に設置すること。
 - なお、設置数及び設置場所については市と協議の上決定するものとする。
 - イ 回収ボックス
 - ・素材は、プラスチック製又は金属製とすること。
 - ・容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み商品容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。
 - ・収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図るものとする。
 - ウ 使用済み容器の処理
 - 容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等、関係法令に基づいて設置事業者が適正に処理すること。
- ⑧ 自動販売機の設置及び管理運営
- ア 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
 - イ 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
 - ウ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に

努めるほか、故障時には即時対応すること。

エ 商品の補充においては、商品が品切れにならないよう随時補充すること。

⑨ 販売価格

販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。

(2) 設置工事等

① 自動販売機の設置工事については、令和8年4月1日(水)以降からとし、市と協議の上実施することとする。なお、設置期日に作業が困難である場合は事前に、市に連絡し協議を行うこととする。

② 電気配線については整備済みであり、また、電気の計量メーターの設置は不要とする。

③ 販売機の設置・撤去作業に伴う作業調整は事業者同士で行うこととする。

(3) その他の事項

① 使用許可の条件を順守すること。

② 販売実績報告を毎月市に提出すること。（様式は任意）

③ 販売実績報告に基づき、使用料を毎月納付すること。

4 販売価格の改定

物価や人件費の高騰により、やむを得ず価格を改定する必要がある場合は根拠資料を提示し、市と協議の上、改定するものとする。

5 応募申込手続き

(1) 申込受付場所

本要領「9 申込書類等提出及び連絡先」に同じ。

(2) 申込方法

直接持参もしくは郵送による申込とする。

(3) 申込みに必要な書類

① 加東市民病院自動販売機設置事業者応募申込書（様式第1号）

② 兵庫県内の公共施設への管理・運営実績（様式第2号）

③ 使用料の料率提案書（様式第3号）

④ 誓約書（様式第4号）

⑤ 国税及び地方税に係る直近1年分の納税証明書又は未納がないことが確認できるもの（3か月以内に取得したものに限り。写し可）

⑥ 設置予定の自動販売機のカatalog（寸法、消費電力のわかるもの）

⑦ 事業概要

〈法人〉会社概要のパンフレット

〈個人〉創業日、事業内容等（任意様式）がわかるもの

(4) 申込書の取扱

提出された書類は返却しないものとする。

(5) 申込みに当たっての費用負担

申込みに当たって必要となる費用は、すべて申請者の負担とする。

6 使用許可に関する事項

設置予定事業者の決定後、当該事業者は市に対し「行政財産使用許可申請書」を提出し、その申請に基づき市は「行政財産の使用許可書」を発行するものとする。

7 設置予定事業者の取り消し等

設置予定事業者が正当な理由なくして行政財産使用許可申請書を提出しない場合又は、使用許可の日までに次に掲げる事項に該当するときは、その決定を取り消すことができるものとする。

- ① 設置予定事業者が、「3 応募資格要件」に掲げる資格要件を欠くに至ったとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、設置事業者として相応しくないと認められるとき。
- ③ その他、本要領に定める条件等を満たさなくなったとき。

8 自動販売機設置期間中（行政財産使用許可中）の途中解約について

自動販売機設置期間中（行政財産使用許可中）にやむを得ない事情以外で、この期間を途中で終了する場合は、次回の募集に参加できないものとする。なお、やむを得ない事情とは、倒産や自然災害等における自動販売機の維持管理ができない状態を指す。

9 申込書類等提出及び連絡先

加東市病院事業部総務課

(加東市民病院内)

〒673-1451

住所:加東市家原85番地

電話:0795-42-6883 (直通)

FAX :0795-42-6216

Mail:hosp-kanri@city.kato.lg.jp